

官民競争入札等監理委員会
統計部会
第6回議事録

内閣府官民競争入札等監理事務局

第 6 回 官民競争入札等監理委員会 統計部会 議事次第

日時：平成 18 年 11 月 16 日（木）10:00～11:10

場所：総務省統計局特別会議室

- 1 開 会
- 2 総務省統計局からのヒアリング
- 3 統計センター業務についてのヒアリング
- 4 総務省政策統括官室（統計基準担当）からのヒアリング
- 5 その他
- 6 閉 会

斉藤部会長 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、第6回「統計部会」を始めさせていただきます。

本日は、総務省の統計局からの報告、統計センター業務の民間開放についてのヒアリング、総務省政策統括官室からのヒアリングを行いたいと思います。

審議に入ります前に、事務局から説明をお願いいたします。

熊埜御堂参事官 本日は、統計局庁舎で「官民競争入札等監理委員会統計部会」を開催することになりました。まず、事務局の方から統計局・統計センターの関係者の皆様に、改めてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

また、本日は、統計部会は11時10分なり15分ぐらいまでの予定で、その後統計センターの視察を委員の方々にしていただこうと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず資料の確認をしていただきたいと思います。議事次第の中で、統計部会作成資料から始まります資料が1つございます。

それ以外に「委員限り」ということで、「市区町村紹介結果概要（暫定版）」「サービス統計の整備充実に向けた総務省の取組み」という資料がございますが、これは総務省統計局の方の御説明の中で、適宜利用されるということですのでよろしくお願いいたします。

その議事次第をめくっていただきまして、統計部会作成資料と書いてございます「統計局・統計センターに対する質問事項」というものに沿いまして、本日の審議の趣旨を簡単に御説明させていただきたいと思います。

本日お願いしたヒアリングの内容でございますが、ここの質問事項にあるとおりでございますが、統計部会の事務局といたしましては、9月にとりまとめました基本方針の改訂に向けて、一応年末に予定しておりますが、それに向けて詰めるべき事項をきっちり整理していきたいという趣旨から、以上のような質問事項を整理させていただいたということでございます。

統計局の検討状況でございますが、前回の11月1日の統計部会でお聞き取りいただきましたとおり、現在地方公共団体で平成19年に行われる周期調査について、行うところがあるのかどうか、またその意見・要望を都道府県、市町村から聞かれているようでございますので、その内容についてどのように整理していくのかということについての検討状況、本日までの状況についてお聞きしたいということをお願いしているところでございます。

サービス産業動向調査の検討状況はどうなっているのかというのが5番でございますが、これにつきましては、骨太の方針の方で7月にとりまとめられましたが、そこでサービス統計の充実ということがうたわれておりまして、それを具体化する形で、総務省統計局の方でサービス産業動向調査の御検討をされていると。まだ予算要求等の段階でございますので、詰まった段階とは承っておりませんが、民間事業者を使うのか、民間活力を使うのか、その辺りまだ検討途上だと思っておりますけれども、統計調査の民間開放とも関係あるのではないかとということで、本日までの検討状況で、19年度に試験調査を行うというのは聞い

ておりますので、それは民間開放によって行う方向で検討しているのか。また、20年度以降本格調査実施と承っておりますが、それについてどのような形でやっていくのかについて整理していただきたいということで、お願いしているところでございます。

統計センターでございますが、1のところ、前回11月1日の統計部会で御説明いただいたところから、6月末までとすべきと考えるがいかがか。これは、本日の資料で修正した形で提示されておられますので、それを確認していただくとともに、民間開放に向けての具体的な検討、手順・体制、符号格付業務の体制、あと統制センター業務の中で、民間事業者にとって魅力がある業務とか、民間事業者にどの程度ノウハウがあるかについて、どのような整理を行っておられるのかということについて確認していただきたいということで、質問事項をまとめさせていただいております。

政策統括官室の関係でございますが、ガイドラインの改定について、どのように行われているのかについて、ガイドラインの改定は、以前政策統括官室からヒアリングをさせていただいたときに、11月にも各府省に呼びかけて検討を開始したいという話でございましたけれども、どうなっているのか。また、いつまでに行う予定なのか。

それから、政策統括官室は制度所管部局でございますので、各府省に共通する民間開放の在り方、各府省に共通する課題について整理すべきだと考えるがどうかということ。これは、指定統計調査を所管する各府省からヒアリングをしていただきましたときに、各府省の中で、例えば総務省統計局の試験・調査等の結果を待ちたいとか、ガイドラインの改訂があるので、それを待ちたいとかという御意見がございましたので、その辺りについて制度所管部局としてどうお考えなのかということを確認していただきたいということでございます。

司令塔機能の強化等を含めて、統計法の改正が現在、通常国会に出す方向で検討中というふうに承っておりますので、その中で統計調査の民間開放について整理をしないのか、改正に盛り込むことを検討しないのかという辺りについても、どういうお考えなのか。まだ、これも検討途上ではありますけれども、どういうお考えなのかを確認していただきたい。

このようなことを確認していただいた上で、私どもとしては年末の閣議決定、基本方針の改訂に向けて、どのような案文をつくっていくのかということについての整理をさせていただきたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

以上です。

斉藤部会長 ありがとうございます。

それでは、本日は大変お忙しいところを統計局長まで御参加いただきまして、大変ありがとうございました。

最初に局長の方からごあいさつをいただいて、その後統計局の方から、地方自治体からの意見聴取の状況についての御説明と、科学技術研究調査の民間開放についての御説明をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

衛藤統計局長 おはようございます。統計局長の衛藤でございます。本日は、わざわざ若松町の局、センター、政策統括官の方まで先生方にお越しいただき、本当にありがとうございます。

統計関連業務の民間開放につきましては、9月以降御熱心に御審議いただき、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げたいと思います。

私、昨年の8月に統計局長に着任したわけでございますが、あれ以来国勢調査の見直し、あのころから民間開放の話も始まっておりましたが、それ以外でも経済センサスの準備、政策統括官の方でやっております統計法の改正等々、考えてみれば統計にとっては大きな流れの変更、変化の節目に来たのではないかと考えております。

そういう中で、先生方に御担当いただいております民間開放につきましては、実査の主体を変えるという根本にかかわる、これまでにない発想の中でやっていかなければいかぬということではございますけれども、非常に重要な問題と認識しております。

そういうことで、統計局に関しましては、計画の策定の後、地方公共団体との調整、業者の資格要件、入札の評価基準等々につきまして、慣れぬ分野ながら一生懸命局を挙げて取り組んでいるところでございます。一步ずつではありますけれども、私も着実に進んでいるのかなというふうに考えてございます。

また、独立行政法人の統計センターにつきましては、閣議決定に基づく民間開放の方策を本日お示ししているところでございます。また、これから先生方はセンターを御視察いただくということで、そういう中でこの統計センターは、昔から局と一体となってやってきたわけでございますが、ここで地道ながら製表、タブレーションという、外から見ると労働集約的な機関かと思われるわけでございますが、実は私も近くで見てまいりますと、かなり専門的な分野もたくさんやっているわけございまして、特に疑義照会、職業分類、産業分類、家計収支分類等、やはり独特のといえますか、統計調査になくはならない大事なところをやっていただいているということでございます。

さらに、今後数年間かけて統計局の製表部門から、むしろ政府全体の集計部門ということで、いわゆる最適化の取り組みもやっているわけございまして、そういう中で本日御視察いただけるということは、非常に結構なことだと存じているわけでございます。

センターは、地道ながらも統計の正確性、信頼性確保のために、大切な役割を負っているわけでございますので、是非本日はお時間の許す限り御見学いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、統計行政の効率化というのは大事な話でございまして、先ほど申し上げましたように、慣れぬところもございまして、我々といたしましても、積極的に一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

斉藤部会長 それでは、課長、お願いいたします。

飯島課長 それでは、まずお手元の資料1の3ページの「科学技術研究調査の民間開放についての考え方」を、まず簡単に説明させていただきます。

総務省が実施しております指定統計の中で、この科学技術研究調査だけが直轄で実施しているものでございまして、調査は郵送で毎年1回実施しております。国の職員が疑義照会・督促を、電話あるいははがきを使って実施している調査でございまして、既に御報告申し上げているとおり、18年度中に入札を実施いたしまして、19年の調査から民間開放を開始するということにいたしたいと思っております。

この民間開放につきましては、公共サービス改革法に基づく民間開放で行いたいと考えておりまして、その理由はペーパーの中段にまとめてございますけれども、公共サービス改革法で定められている事業者に対する守秘義務、あるいは罰則の規定、更に事業者の監督、立入検査、みなし公務員規定、こういったものによりまして、事業の確実な実施を確保していきたいというのが1つございます。

さらに質に関する事項とか、評価の基準といったものについて定めた実施要項、官民競争入札等監理委員会において審議していただくことなどによりまして、透明性、公正性、中立性を確保するとともに、民間の創意工夫を生かして、質の維持向上を図っていききたいということがございまして、科学技術研究調査は非常に重要な調査でもございますので、この公共サービス改革法に基づく民間開放で実施したいと思っております。

ただ、これにつきましては、その下にございますように、民間競争入札、官民でなく民間競争入札で行いたいと考えておりまして、基本的には民間が担うことができるものは民間に委ねるという観点から、今まで国の職員が対応していた業務につきまして、19年度から民間に委託していくという形で考えております。

こういった業務を民間に委託することによりまして、民間事業者の実施状況、コストを把握して、今後の指定統計調査の民間開放の検討の参考にもしてまいりたいと考えております。

以上が資料1の御説明でありまして、先ほど事務局から御説明がありましたように、幾つか質問事項をいただいております。その中で地方公共団体の意見・要望を踏まえて、どのように環境整備を行っていくのか。地方公共団体から出された意見・要望について、どのように対応していくのかという御質問をいただいております。

前日も若干御報告申しましたが、10月に全都道府県と全政令市を集めました、全国レベルの会議を実施いたしまして、また都道府県、主な市に対しまして意見照会を行っているところでございます。

また、先週から今週、来週にかけて、ブロック別に各都道府県の統計課長を集めた会議を開催いたしまして、更に細かい疑問点等につきまして意見交換などを行い、細かい意見聴取も行っている状況でございます。

本日、委員限りの資料としてお手元にお配りいたしましたが、市区町村に対する照会の結果を暫定的にまとめたペーパーを用意させていただきました。

前回の統計部会におきまして、都道府県からの照会結果をまとめさせていただき御報告いたしましたけれども、市区町村からの結果につきましても、おおむね都道府県からの回答と重複している部分が多く出ております。

ただ、都道府県との役割分担の話、あるいは受け皿となる民間事業者の不足を心配する意見というのが、やや多かったと感じております。

なお、この照会につきましては、原則として人口10万人以上の市区に対して、都道府県を通じて照会を実施いたしましたけれども、都道府県の判断で10万人未満の市区町村に対しても一部照会しておりまして、結果的に今531の市区町村から回答をいただいております。

簡単に前回の都道府県の意見で御報告したものと若干異なるところを中心に御説明させていただきますと、民間事業者の活用により効率化が可能と考えられる事務、これは都道府県からの意見とほぼ同様でございます。

2の「民間委託した場合の効果、心配な点」ですけれども、期待される効果といたしましては、これも都道府県の回答とほぼ同じですが、3つ目の調査員確保等の事務が大幅な軽減する。市区町村の場合は、基本的には5年周期の調査が事務の対象になってまいりますけれども、これが大幅な軽減されることが期待できる。

さらに専門的知識を備えた調査員の確保が均一的に可能ではないかという意見もいただいております。

心配される点ですけれども、これも3つ目の にございますが、民間事業者の経常的な事業展開が可能かどうか。今、申しましたように5周期の調査が市区町村の事務になってまいりますので、経常的に事務が出てくるのかどうかという心配があると思います。

さらにその次ですが、登録調査員制度への影響とか、対象者からの苦情対応等についても役割分担を明確にしてもらいたいという意見があります。

裏面ですけれども、民間事業者の活用全般についての姿勢ということで、4つの選択肢を選んでいただく形で回答いただいております。是非検討したいというのが54、検討してもよいが230、今のところ検討する考えはないが226、全く検討する考えはないが9、無回答が12でございます。

4の「民間事業者を活用した効率化のため、現行制度について改善すべき点」でございますけれども、1つ目の は県の回答にも同様のものがございましたが、特に市区町村の場合、先ほど申しましたように、5年周期の調査が仕事になってまいりますので、統計局の調査だけでなく各府省の調査の民間開放を検討してもらいたいという意見が出てきております。

3つ目の ですが、可能な限り法定受託事務を国または都道府県に引き上げて、一括して発注する方策を探るべきではないかという御意見をいただいております。

5の全般的な意見・要望ですが、1つ目の小規模な市区町村では、スケールメリットが働かないのではないかと。

2つ目、トラブルの発生時等のために、責任の所在を明確にしてもらいたいという意見。それ以外は、都道府県のときに同じような意見が既に出ているものでございます。

こういう形で市区町村の方の意見も大体とりまとまっておりますので、前にまとめました都道府県の意見と合わせまして、これから早急に地方公共団体からの意見を整理いたしまして、論点をまとめて、それぞれの論点についての対応方針を早急にまとめてまいりたいと思っております。

また次の統計部会で、その辺りは御報告をさせていただきたいと思っております。また、19年の周期調査につきましては、今、幾つか可能性のある地方公共団体と個別に調整しております。また結果は出ておりませんが、これも早急に個別の地方公共団体での実施の可否について結論を出してまいりたいと思っております。

それと同時に並行いたしまして、環境整備ということで統計法施行令の改正に向けて、法制局等、関係のところとの調整も並行して進めております。

また、法定受託事務の処理基準として、入札や契約のための基準につきましても、具体的に検討を進めているという状況でございます。

こういった、特に19年の周期調査を前倒して現在環境整備の準備をしておりますけれども、そういった準備内容も活用しながら、それ以外の調査につきましては統計局で開催している研究会での議論の結果なども踏まえまして、今後環境整備の内容、スケジュール等を具体化してまいりたいと思っております。また、次回の部会でもこの辺りの方向性を御報告してまいりたいと思っております。

最後に、サービス業の調査でございますけれども、これにつきましては、以前からサービス産業全体の動向を把握する統計が整備されていないという御指摘をいただいております。今年の経済成長戦略大綱、あるいは骨太の基本方針2006といったものにも、平成20年度の統計の創設が盛り込まれているところでございます。

具体的な調査の概要は、下から2つ目の四角にございますが、サービス産業動向調査という名前で、サービス産業全体の動向、売上高、あるいは事業者の総数といったものを、できれば月次単位で把握してまいりたいと思っております。調査方法ですが、調査員調査と郵送オンライン調査の併用を考えております。

その際に、民間調査機関を活用することを前提に検討しているという状況でございます。来年度の19年度につきましては、この本調査を実施する前の準備という形で試験調査を行いたいと思っております。これの予算を要求している状況でございます。

試験調査につきましても、民間事業者を活用する形での調査ということで、現在準備している状況でございます。

以上でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。

それでは、幾つかテーマがあるわけですが、科学技術研究調査の問題、これは民間競争入札という御説明がありましたが、そのほか周期調査の問題、総務省所管のほかの

指定統計調査についての問題、それから最後にありました新しいサービス動態統計調査、この辺を含んで御質問、御討議をいただきたいと思います。

どなたからでも、どうぞ。

佐々木さんどうですか、市町村問題というのが非常に大きいので、まず佐々木さんお願いします。

佐々木専門委員 市町村の方も都道府県と同様な御意見だったということで、そうだろうという感じなんですけれども、今もお話ありましたように、19年度に行われる周調、全物の民間開放ということなんですけれども、計画にもありますように、特例条令の制定の手续とか、またそれぞれの予算編成の作業等の日程を考えますと、これはかなり自治体側にとっては厳しいものだと思います。

先ほどの入札、契約等の中身の基準等の検討ということで、その辺がはっきりわかって、これは両方とも市町村での調査ですから市町村の方に踏み込む形になろうと思います。やはり非常に厳しい、難しい状況にあると思います。

ですから、時期を逸したために、この意見の方にもございましたけれども、民間開放をしようと思っても実施できないということのないように、準備方よろしくお願いしたいと思います。

また、そのほかの指定統計調査の部分もそうなんですけれども、今、取り組まれております、統計調査の民間開放をずっと進めていこうとすれば、やはり民間事業者の魅力、または創意工夫の余地、そして地方自治体側のメリットというものがなければ、なかなか進まないのではないかと思います。

今、地方自治体は組織のスリム化、または効率的な運営ということで行政改革を進めております。ですから、この民間開放の対象の業務範囲をもっと広げて、そもそもの自治体側の業務そのものをという形の議論になっていくことが必要ではないかと思っておりますので、その辺についても自治体側も一緒になって検討していくということで進めていくことが必要ではないかと思っております。

以上です。

斉藤部会長 小幡先生、どうぞ。

小幡部会長代理 この市町村の照会結果概要のところ、大事な御指摘が何点かあると思うのは、これはこちらの方で各府省にも言っていることですが、確かに効率化の効果を上げるためには、各府省の調査でも足並みをそろえる必要はあるのではないかと考えております。

それはそちらサイドだけの話ではないですが、全体としてそういう問題意識を私ども持っております。

それから、いろいろ難しい問題があって、そこに可能な限り法定受託事務を国または都道府県に引き上げて、一括して実施する方策を取るべきというもっともな御指摘がございますので、これは前々からそういうお話をしていたところでございますが、やはりそうい

う市町村の方の現場でも、そういう感覚を持ってらっしゃるんだということですので、今回はそうでない形でやるのはわかりますけれども、将来的には、そういう方策で探っていっていただきたいと思います。

今、佐々木専門委員がおっしゃったことですが、準備、インセンティブというところですが、前々から申し上げていることですが、この費用の負担を自治体にどういうふうに、今これこれについてこういうふうに負担しているというものがおありですが、民間事業者に入札をかけていったときに、どういうふうになるのかというのを早目に、もうお示しになっているのでしょうか。あるいは、まだ検討中ということなのかと思うのですが、そうであればこれはある程度早目に出していかないと、自治体はそういうふうに対応していいかわからないということがあろうかと思えます。

特に現行の委託費の大半は、調査員報酬は定額であるという指摘もございまして、この辺どうなるかというのがわからない。どうやっていいか、自治体、現場は困るのではないかという感じがいたしますが、いかがでしょうか。

齊藤部会長 どうぞ。

高橋専門委員 市町村の結果を見て、前回の都道府県の回答結果と比べて、検討してもよいというのが増えている感じがして、いい方向かなと思うんですが、検討してもよいというのは、私の受け取り方だと、英語で言えばメイみたいなものだから、このうちの半分やるかなという感じで、それでも私自身はもっと少ない印象を持っているんですけれども、これがもっとももっと増えるようになってほしいと思います。

前々からお話しておりますように、先ほど佐々木専門委員からもお話がありましたけれども、やはりいま一つ目に見えてこない。今はまだ暗中模索の状況ですから、お互いにどうなるのかわからないのでこういった回答でしょうけれども、そのためにはやはり具体例で、こうすればこういったメリットがあるんだという幾つかサンプル、こういったものをもっとも提示していくことが是非必要だと思いました。

もう一つ、民間の意見を正式に聞かれることも今後必要ではないか。幾つかの可能性ある業者を集めて、どうすれば皆さん魅力を感じますかとか、民間だっているいろいろアイデアを持っているはずですから、彼らのアイデアを聞かれることも、いろいろインターネットでヒアリングはされていると思いますけれども、でもやはり実際に集まって話しされると、また違うアイデアが出てくるのかと思いますので、今後そういったことでやられることも一ついい方法かと思えますので、御検討ください。

齊藤部会長 引頭さん、どうぞ。

引頭専門委員 1点だけなんですけれども、今日の市町村からのアンケート結果を拝見させていただいて、なるほどというところなんですけど、2ページ目の4の効率化のために改善すべき点は何かということで、回答結果の概要の2つ目に、結構そもそも論といいますか、オンライン調査の導入とか、行政記録の活用とか、もっとそもそもの統計の基盤の仕組みみたいなものを見直すこともやるべきではないかという意見が出ていて、市町村か

らもこういう御意見が出たのかという印象を持っているわけですが、先ほどの御説明では、私の聞き間違いかもしれませんけれども飛ばされてしまったようで、今日のヒアリングでは一応こういう要望や意見について、統計局としてどのように御対応されるのかというのがあるかと思っておりますので、質問してよろしいかと思うんですが、これについてはどんなお考えといたしますか、今後のスケジュール感なり取組方なり、そもそもこういうことをやるのかどうかも含めて教えていただければと思います。

斉藤部会長 飯島さん、お願いします。

飯島課長 今、最後に御質問いただいたものですが、さっき飛ばしました部分は、都道府県でも全く同じ回答がありましたので省略させていただいたんですが、これ自体は民間開放の問題も関連すると思うんですが、統計調査全体の効率的な実施の大きな話だと思ひまして、それは我々の方も各調査で、国勢調査は一番大きな形で検討が始まっておりますけれども、それ以外のいろんな調査につきましても随時行っておりまして、これはそれぞれの調査の特性に応じて、できるだけ効率化できるようにという問題意識で、我々の方も適宜検討はしているという状況でございます。

引頭専門委員 ということは、全体的なターゲット目標であるとかスケジュール感は、今の御説明ですと個々の統計特性に応じて、入れられるところは入れるし、使えるところは使っていくというお話なんですけれども、全体として何か大きな目標をこれから立てていこうとか、そっちの方の取組みはいかがですか。

飯島課長 今、個別の統計ごとに、どれをどう変えるという具体的な目標は現状ではございません。それぞれの課題に応じて順次やっているという状況でございますが、それとは切り離して、現行の伝統的な形での調査員調査を行っている、今の統計調査について、まず民間開放ができるかどうかという視点で、今まで取り組んでいたという状況でございますので、勿論効率化した上でやっていくというのが、更に進んだ形だと思ひますけれども、それはまたそちらの方向性を出していった上でという、更に時間がかかってくるんじゃないかという気がしております。

斉藤部会長 ちょっと時間がありませんので、一応ここで御討議を終わらしまして、少しまとめたいと思ひます。

まず一つは、先生方からは余り質問がありませんでしたけれども、科学技術研究調査、これにつきましては、部会としては、御説明がありました民間競争入札で行うんだということで、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

斉藤部会長 それでは、そういうことで科学技術研究調査の実施要項の審議を、入札監理小委員会において始めたいと思ひますので、先生方もよろしくお願ひいたします。

今、質問がありましたけれども、結局心配なのは、市町村、都道府県等々からの、結構細かい心配と意見が出ている。この中で、例えば19年度の周期調査について、具体的にどういうふうになさるのか。

この質問の表にもありましたけれども、どこか地方公共団体で行う予定先が出てきておりますかと、出てきてないとするば、どういうふうになさるんでしょうかといった質問があったと思いますが、我々としては時間がない関係で、どこか数か所でも出てくれば、またこれは一つやり方はあるかと思いますが、今のところそれが見えてないと、どういうようにして、この市町村の問題点をとらえていかれるかということがちょっと心配で、できますれば、なかなかお忙しくて大変だと思いますが、次回ぐらいまでに少し具体的にターゲットを絞った都道府県、あるいは市町村対策というものを聞かせていただけたら、大変ありがたいと思います。

同様な問題というのは、ほかの指定調査についても、スケジュール感をこの部会で示していただけると助かる。ある程度やはりスケジュールをつくっていかないと、なかなかこの問題は進まないのではないかと思いますので、できればそういうふうをお願いしたいということでございます。

最後に御説明のありました、新しくスタートされますサービス動態統計調査、今、御説明ありましたように、基本的に民間開放ベースでおやりになるということでありましてけれども、まさしく全く新しいしがらみのない調査ということでありましょから、是非公共サービス改革法に基づく民間開放を積極的に取り組んでいただけたらと思います。

一応そういうふうにとまとめさせていただきまして、今、基本方針の改定に向けて、引き続き詰めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は、大変ありがとうございました。

これで統計局のヒアリングは終わらせていただきたいと思います。

続きまして、統計センターの業務についてヒアリングを行いますけれども、まず事務局の方からお願いします。

熊埜御堂参事官 統計センターの関係でございますが、前回11月1日に統計センター業務の民間開放について御説明をいただいたところでございますが、本日はそれを文章に整理したものが資料2という形で提示されているところでございます。

事務局といたしましては、これまでの委員の先生方との調整も踏まえて、一応本日で3月末の閣議決定にあります、独立行政法人統計センターの業務について、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得るといふことの結論についてでございますが、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行うということで、9月の閣議決定で受け継がれておるわけでございますけれども、その議論については本日の統計部会をもって議論を終えていただくという方向で審議を進めていただければと思います。

ただ、御懸念等があれば引き続きということもあるかもしれませんが、一応そういう方向で進めていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

斉藤部会長 わかりました。

それでは、統計局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

田口総務課長 それでは、お手元の資料についてでございますけれども、これは11月1日にごらんいただいた資料と基本的には同じということでございます。ポイントとしましては、民間開放に向けた方策といたしまして、符号格付業務につきましては、来年度、実際の製表業務の一部を民間業者に委託しまして、位置づけとしては試行的な委託と考えておりますが、それによって実証的な検証、これは実際にその業務を民間業者に委託した場合の結果制度ですとか、民間開放による効率化といった効果について、実証的に検討することが1つ。

もう一つは、管理・企画、審査業務についてでございますが、こちらについては民間事業者への更なるヒアリングや、有識者からの意見聴取等によって、業務の全般的な検討を進めるということで、統計センターの組織、業務の見直しと並行するようなことで、19年度の組織、業務全般の見直しにも資するよう、民間開放に対する考え方について、ここは以前提出した資料では19年6月を目途に整理ということになっておりましたけれども、これは委員各位からの御指摘を踏まえまして、今回は6月末までに整理ということに改めております。

この2つがポイントになるかと思えます。

あと先生方からほかに御質問が出ておりますけれども、それについてお答えいたしますと、まず統計局・統計センターにおける民間開放に向けての検討の手順・体制でございますけれども、これは今お手元にお配りしましたペーパーが認められれば、それに沿って検討を進めていくことになるわけでございますけれども、符号格付の民間開放の関係は、民間事業者に実際に委託するわけございまして、それは入札、契約という手続を踏むわけでございますので、その際に民間事業者及び業界団体からヒアリングを行いたいと思っております。

また、同じころに統計関係あるいは経済関係の学者、研究者の方ですとか、民間の状況に詳しい方面の方々、あるいは入札、契約の手続ということになりますので、そちらの方の関係の方も含めましてヒアリングを実施していきたいと思っております。

そして、この製表業務そのものでございますけれども、これは19年度早期に行うということ考えておりますので、入札の結果分析ですとか、ヒアリングの分析、それからそれぞれの業務、6月末までにということでございますので、この時点で製表業務自体の内容について、どのくらい検討、分析ができるかわかりませんが、この期限までに統計局としての考え方を整理したいと思っております。

さらに製表全体が終了したところで、速やかにその結果を整理した上で民間開放等の考え方を必要に応じて修正し、確定していくことになろうかと思っております。

また、その過程で4番に書いてありますセンター業務の中で、民間事業者にとって魅力ある業務、あるいはどの程度のノウハウがあるかについての早急な整理ということでございますけれども、ただいま申し上げましたような民間事業者に対するヒアリング、あるいは業界団体、リサーチの関係の業者、団体がございますので、そういったところからのヒ

アリングを通じて、こういったことについても整理していきたいと思っております。

なお、3番の符号格付に関する人数、コストの関係でございますが、これはセンターの方から聞きましたところ、今回、実施を予定しているのは、大体10万件～15万件予定ということで15万件で考えますと、これをセンターにおいて実施した場合には、平成12年国勢調査の実績から考えまして、約四十人体制で2か月程度で完了する業務という見積りであって、人件費ということになりますと、おおむね2,500万円であると聞いております。

私の方からの説明は、以上でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。ちょっと時間が迫っているんですけども、何かコメントございますか。

高橋さん、どうですか。

高橋専門委員 大分煮詰まってきましたので、これで結構です。

斉藤部会長 小幡先生、どうですか。よろしゅうございますか。

小幡部会長代理 はい。

斉藤部会長 皆さん、よろしいですか。大分詰めていただいたので、御意見がないようでございます。

そうしますと、今、御説明がありましたように、統計センターの業務の民間開放については、本日で部会としての審議を終えるということで御了解いただけますか。

(「はい」と声あり)

斉藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ここから先の閣議決定の内容については、今後調整してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで一応本日の部会の方は終了しますが、来年どういう状況か、2月か3月かわかりませんが、できたらちょっと事務局にお願いしたいんですけども、中間でどういう進み方になっているのかのお話をお聞きさせていただければと思います。

この前も話題になりましたけれども、もちろんこういうことでやっていただけるということですけども、1つは民間開放のメリット、これはやってみないとわからないんですけども、十分官の方でもお考えにはなっていますが、何か民間らしい創意工夫を官と一緒に考えることによって、知恵が出るんじゃないかという期待がありますので、その辺のところは企画的なことになりますけれども、是非御配慮いただけたらと思います。

それでは、センターにつきましては、これでヒアリングを終わらせていただきたいと思います。

次に、総務省政策統括官室からの統計調査の民間開放に係るガイドラインの検討状況についてのヒアリングを行いたいと思います。

どうもありがとうございました。

(統計局・統計センター関係者退室)

(政策統括官室関係者入室)

斉藤部会長 お忙しいのにどうもありがとうございます。

それでは、まず事務局から御説明いただきましょうか。

熊笹御堂参事官 それでは、先ほど政策統括官室は会場におられませんでしたので、もう一回質問事項から確認をさせていただければと思います。

質問事項につきましては、今、皆様のお手元に配付しておりますが、今回は委員の方々の御意見も伺いまして、政策統括官室に対する質問として3点用意させていただきました。

1つは、ガイドラインの検討状況についてはどのように行われているのか。また、いつまで行うのかということでございます。ガイドラインの改定につきましては、3月末の閣議決定でガイドラインの改定を速やかにやっていくことが決められておりますけれども、また、これまでのヒアリングの中で11月ごろからやっていきたいということは承っているところでございますが、大体どのような手順でどのようにやっていくのか、どういう状況になっているのかということについて、本日改めて確認をさせていただきたいということでございます。

ガイドラインの改定は政策統括官室が制度所管部局として中心になって進めていくことでございますけれども、各府省に共通する民間開放の在り方、また各府省に共通する課題について整理すべきと考えるがどうかということ、これについてのお考えを承りたいということでございます。

政策統括官室としては、現在、統計法の改正ということを検討されているところでございますが、統計調査の民間開放について整理し、改正に盛り込むということについて検討しておられるのか。こういうことについてどうか考えておられるのか。また、前回から統計法の改正の検討も進まれていると思いますので、どのように進まれているのか、どういう状況かということについて聞かせていただければということで質問事項を用意させていただきました。

私からは以上です。

斉藤部会長 ありがとうございます。それでは、北田統計企画管理官から、時間は10分ぐらいでよろしく願いいたします。

北田統計企画管理官 それでは、今、御指摘の点につきまして、現状と今後の予定等について御説明をしたいと思っております。

お手元の資料ですと、資料3が私どもの資料になっております。資料3の最初の紙が「民間委託推進に関する検討会議における検討スケジュール(案)」というタイトルの資料があるかと思いますが、こちらを御覧いただきながら御説明をいたしたいと思っております。まず最初のお尋ねで、ガイドラインの改定の検討についてどういうふうに行われているか。また、いつまでに行うのかということでございますが、この資料にもありますとおり、去る10月20日にこのガイドラインの改定等を行うための関係府省からなる民間開放推進に関する検討会議というものを設置いたしました。1回目のその検討会合というのは書いてあるとおりですが、近々11月22日に開催をするということでセットしております。

1 ページの裏側になりますけれども、今回設置いたしました会議の各関係省との申合せを参考に付けさせていただいております。頭の部分が趣旨説明ということですが、中ほど「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」で市場化テスト、民間開放を促すためにガイドラインの改定等、所用の措置を速やかに講ずることとされていること等を踏まえて、こういう会議をつくって検討するんだというような趣旨を盛り込んで会議を設置しております。

資料の方に書いてありますが、検討会議を1回した後は実働的に実務検討ができるワーキンググループというものをつくりまして、そこでガイドライン改定の基本的な考え方とか、あるいはそれに基づく具体的な改定事項というものを検討していったら、最後は目途と書いてありますが、来年の5月を一つの目途として、ここでガイドラインの改定案というのを決めるということ。

この検討会議で決めた後、これは主に指定統計調査を持っている大所の省庁で実質的な議論を進めていこうと思っておりますが、最終的には統計を持っている関係府省全体での申合せということにすべきと思っておりますので、最終的には各府省統計主幹課長等会議の申合せというような形で決めたいというところで考えております。

これに関連しまして、2つ目のお尋ねということで、実際にその内容についてです。私ども政策統括官室が中心となってやる際に、各府省に共通する民間開放の在り方とか各府省に共通する課題について整理をするということについて、どういうふうに考えているのかというところでございます。

今、申しましたとおり、この検討会における検討ということではガイドラインの位置づけとか、あるいはガイドライン改定の基本的な考え方というものを整理して、それを踏まえて検討すべき個別事項というのを設定して、具体的に検討を進めていくと考えておりますが、当然のことながら、各府省で申合せをするようなガイドラインをつくるということで、その中で各府省に共通する民間開放の在り方、あるいは各府省に共通する課題についても整理をして考えていくという必要があると思っております。

3つ目のお尋ねですけれども、いわゆる統計制度改革の中で統計法の改正というのを現在検討しているわけですが、その中でも統計調査の民間開放について整理して、改正の中で盛り込むことを検討するということについて、どう考えるかということです。

ここは何回も御説明したことがあるかと思いますが、1つのポイントとして、民間開放について今後統計制度の中でどういう手当てをしていくべきかということについては、今の具体の法制度の実務検討のベースになりました、総務省において設置されました統計法制度に関する研究会でも検討がされたところでございまして、その中では統計調査に関する国民の信頼を確保していくために、その統計調査によって集められた情報の保護というもの、民間委託、統計調査の適切な実施の観点から検討するということが行われました。

そういう中で特に法改正との関連においては、民間の受託者に対する調査票の適正管理義務とか秘密漏洩等に対する罰則というものについて、その規定の明確化を図るというよ

うな措置を講じていくというふうに考えております。

全体として統計法の改正を検討していく中で民間開放に当たって、ほかにどのような措置を盛り込むということについても検討の一つの枠の中に入っていると考えております。ただ、具体的にどういうふうに盛り込んでいくか、どういう点をどういう形で新しい制度の中で実現していけばいいかということについては、今後全体の中で考えていくというようなところが残されておると思います。

基本的には今回の改正は、統計全般にわたる制度の基本的な部分というのを改正するという考え方でやっておるところですが、その中で例えば今回、統計法を改正する中でいわゆる政府全体としての統計の施策を総合的、計画的に進めるという観点から、基本計画というのを策定して、それを閣議決定で決めていくというようなところの制度化というのが中心なテーマとして盛り込みたいと考えたところでございます。例えばこういう民間開放の推進というのは、その制度全体としての統計の中での施策というものについても、こういう法的に決められた基本計画の中に位置づけて推進を図っていくとか、そういうようなことも一つの選択肢としてはあり得るのかなということを現在考えているところでございます。

資料の方は、今申しましたがそのスケジュールというところ。それから、裏の参考1というのが今、説明いたしました、今回設置しました民間委託推進に関する検討会議。その後は以前の部会でもお出ししたことがあるものですが、現在のガイドラインの概要というものをもう一度参考に付けさせていただきました。これを踏まえて先ほど御説明したような体制とスケジュールで改定作業をしていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。それでは、御意見はありませんか。どうぞ。

佐々木専門委員 このガイドラインの改定を検討するに当たりまして、調査員方式の調査ということ。また、法定受託事務という理由でこの検討から外すということではなくて、政府統計調査の実査部分を地方自治体は担っているわけでありますので、所管する各省庁がこの実施報告の見直しも含めまして、十分検討していただくようにお願いしたいなと思っております。

また、今回の統計局の方の計画案の方への地方自治体からの意見につきましても、特に自治体でしたら専任費の問題でありますとか、各府省も民間開放すべきとか、いろいろ意見があったように聞いておりますので、地方自治体のメリット、民間開放をする業務の拡大という部分も含めまして、検討していただけたらなと思っております。

北田統計企画管理官 現在のガイドラインをつくったときには、今おっしゃられたように、いわゆる調査員調査でやっている指定統計については、ひとまず置いておいてというようなことででき上がっているんですけども、今回の改定の検討ではそこも含めて検討していきたいと考えております。

斉藤部会長 どうぞ。

高橋専門委員 今のお話で北田さんの方から余りお話がなかったんですけども、非常にお答えにくいかもしれませんが、司令塔機能について今後いろいろ考えられると思うんですが、現時点で司令塔機能について、北田さんとしてはどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

北田統計企画管理官 何についてのというところではなくて、もう全体ということですか。

高橋専門委員 今後の日本の統計行政にとっての司令塔機能ということで、どういうふうに考えていらっしゃるのかです。

北田統計企画管理官 私のいうよりも、今回の制度改革、司令塔機能の強化ということが随所に出ておりますが、その一番ベースになる考え方は、内閣府、総務省を通じてこの検討をしている中でずっとあったのは、個別の統計にしても、あるいはこういう統計を進めていく統計行政に関する課題にしても、やはり現行の統計制度というのが特に個別の統計調査の審査・承認という行為を中心にして組み立てられているので、どうしても受動的といいますか、ポジティブにこういうふうにしていこうということを打ち出して、それで政府全体として一つの方向に持っていくということが、個別の統計にせよ横断的な施策にしる、どうしても制度上非常に弱い面があります。

そこを各省申合せとか、そういうところで実行上ポジティブな部分というのを実質的な調整機能で旗を振ってきたということが統計行政の実情だと思うんですが、そこを法的な枠組みとしても基本計画に代表されるように、もっとポジティブなこういう方向で政府全体の統計というのを進めていくんだということをきちんと打ち出して、それを政府の合意として進めていくというような枠組みをきちんと制度的なものとしてつくる必要があるのではないか。こういうところが基本的な認識だったと思うんですが、私も基本的にはそういう意味で一言で言えば、そういう考え方を持っています。

斉藤部会長 どうぞ。

小幡部会長代理 このガイドラインの改定作業の状況を伺ったんですが、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、この参考2に平成17年3月のガイドラインがありますね。ここで「民間委託の推進対象業務の範囲」の企画というところがあります。

これは「中核的な知識・能力を必ずしも要しない次の業務」ということで企画というのが挙がっているのですが、非常に大事なところはここだと思うのです。この括弧に挙がっている企画といったときにいろいろな意味があると思うので、企画をある程度もう少し広くとらえるか、あるいは狭くとらえるかによって、私は統計専門ではないので、そこら辺はわかりませんが、民間委託のやり方にすごく大きく関わってくるころだと思うのです。ですから、そういう観点から民間の工夫が何かできるところを増やすという方向で、この企画の括弧書きのところを検討していただいたらよいのかなと思うのが1点。それから、今日の御説明にはごさいませんでしたけれども、これから進めていく統計、一番初めに説明いただいたところですね。民間にやっていただくというふうに進めるときの費

用の総括の方で、つまり人件費など見ているという御説明は前からありましたけれども、それが民間開放で民間にやっていただくときにどういうふうに動いて、人件費負担の人数がどうなるかとか、そういう細かい話というのはいつのタイミングで、どこで決めていくのかなということです。地方自治体にとってみると、そこら辺がはっきり決まらないとなかなかどうしていいかわからないという、その費用負担の問題があると思います。スケジュール的にはどういう御検討が進められるでしょうか。

北田統計企画管理官 最初のガイドラインを検討する中で、企画という範囲を具体的にもう少し精査して、どういうところまでが民間委託できるのかということについては、積極的に議論していただきたいということで、そこはガイドライン全体を考えていく中で今、言った御意見も踏まえて議論をしていきたいと思います。

後段の方ですけれども、枠組み、制度は大きく言えば、指定統計調査の事務を地方経由でやっているという枠組みと、その枠組みの中で具体的にそれぞれの調査で民間開放が進んでいったときに、今、言われましたように地方に対する委託費とか、それをどういうふうに加減していくのかというようなところがあるかと思いますが。

今回まず手始めとしては、統計局の方も特に地方で事務を行っている調査についてはひとまず地方が事務を行うとしたままで、その中でどういう形で実情に合わせて民間委託を考えていくというようなところからスタートすると聞いております。

そういう中では、専任職員制度の枠組み自体は当面その枠の中ということになるかと思うんですが、実際にそういう民間委託をしたときの都道府県の業務量とかがどういうふうに変っていくのかが、具体の統計調査が少しずつ実際に民間開放の作業が行われていく中で、具体的なやり方に合わせて、地方の業務量などがどういうふうに変っていくのかというのと併せて具体化してくると考えられますので、実際の処理の仕方は具体的な統計調査の民間開放の進め方の具合と合わせて考えていくということになるのかなと思っています。ア prioriにこういう考え方で、ここの部分はこうするかああするというのもどうかなと思ひまして、具体的に民間開放の動作が地方で具体的に進んでいく中で、それに合わせて適合するように考えていくというつもりで一緒にやっていこうと思っています。

小幡部会長代理 前にもお伺いをしたような気がしますが、業務量を見てから、そうすると後でどういうふうになるんですか。遅れて決まってくるんですか。

北田統計企画管理官 遅れてというか、前もって例えば翌年度の予算を要求するときに、もう既に翌年度のやり方というのが確定していれば、それは勿論それですし、あるいは入札とか何かをやって、実際にどうなるというのが、実際の作業が並行して起こるような場合には、民間委託でないシチュエーションでは今でも地方の委託費というのは1年間で清算して、余ったものを戻してもらったりというような運用というのは今でもやっているもので、並行してやって最終的にどうやったかということでという道もある。というよりは、実際に決まるのがそういうステージでやるかやらないかというのが決まっていけばそうであるし、前もって1年前からどういうやり方でやるんだということがわかるようなことに

なれば、もう少し早い予算時期での手当てというのもできると思いますが、そこは実際にどういうやり方で具体的に進んでいくかというところを見ながら、逆にそういう実際の作業に不都合とかがかからないように、それを支える制度というのを運営していくべきかと思っています。

斉藤部会長 引頭さん、何かありますか。

引頭専門委員 1点だけなんですけれども、今回、民間委託推進に関する検討会議が設置されるということで、必要に応じて各ワーキングもと書いてあったんですけれども、いわゆる委託しなければいけない地方自治体であるとか、そういう調査実施者の方の様子とか、そちらの方からの意見を吸い取ったり、確かに先ほど統計局さんの方からはいろんな照会は聞いたということではあるんですけれども、ガイドラインを詰めていく中で、もしかしたら実施者の方の意見も聞かなければいけないときもあるかもしれないと思うんですが、その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

北田統計企画管理官 各省ではなくて実施者ですか。

引頭専門委員 各省から更に実際の業務を委託されて行う人たちがこういうガイドラインに沿った形で受託することで、要は是とするのかどうか。要はよりよく都道府県や市町村に広がっていくための動線づくりについてはどうお考えですかということでございます。

北田統計企画管理官 先ほどありましたように、とりあえず関係省のいわゆる国としての調査実施者のチームとしてつくっておりますが、今、言われましたように、議論をしていく中では実際にそれを受ける立場にある方とか、いろいろ関係する方がおりますので、そういう方の立場からの意見も必要に応じて聞いて、吸収しながらやっていく必要はあると思っています。

斉藤部会長 ありがとうございます。せっかくガイドラインの改定をなさるということでありますので、今までは当然その公共サービス改革法もなかったわけでしょうけれども、こういうものができて、極力民間開放でやりましょうということに世の中の動きはなっているということですし、一部の府省さんにおいては前向きにこれを取り組もうというところもあるやに聞いております。

こういう調査員の老齢化の問題ですとか、あるいはIT化の問題だとか、そういう環境が激変してきているんだと思いますので、是非そういうことも含めた、極力この公共サービス改革法を利用するというふうなガイドラインの改定を是非やっていただきたいなと思います。それでは、政策統括官室からのヒアリングを終わらせていただきたいと思います。

熊埜御堂参事官 部会長、ちょっとよろしいですか。済みません。

事務局から1点だけ政策統括官室にお願いなんですけれども、先ほど統計局のヒアリングで平成19年度の周期調査についての検討をされているという御報告があった中で、地方公共団体との関係で、具体的にどのような形で民間開放による実査を行う準備をしていくのか。また、都道府県の意見・要望をどのように反映してやっていくかについては、今、具体的に個々の自治体と調整をされている最中というお話があって、その具体的な検討と

というのはおそらく、先ほど小幡部会長代理からも御指摘のあった、具体の調査についてどのようにやっていくのかということと絡んでくると思うんです。

それについて、統計局の方からは次回の部会で、全部とは言えないと思いますが、進捗状況を報告したいというお話がありましたので、次回の部会のときには、政策統括官室と御相談した形で報告をしていただくということにさせていただきたいと思うんです。場合によっては同席をしていただいて、制度の問題についてこう考えていると。それも明確なことは言えないかもしれませんが、こういうことを考えているということで結構だと思います。

検討の中では制度の問題も絡むと思いますので、おそらく統計局だけで解決できない問題もあると思うんです。その辺りがどうなっているかについて、そこは御相談しながら、御協力しながらというお答えはお互いに聞いているんですが、よく調整をしていただいて、御報告を統計局がするに当たっての準備に関与していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

斉藤部会長 ありがとうございます。大変大事な御指摘で、そうしていただくにより実現性が高いと思いますし、だんだんしょうけれども、ちぐはぐに一部は民間開放していて、ある省はそうではないとかいうことが起こりますと逆にコストとしては非常にかかってしまいます。このごろ国民財産だといって日経経済教室は統計問題を3回連続で流しています。あまりポジティブな記事ではないのが多いんですが、ああいうふうに国民も非常に関心を持ってきて、統計の質ですとか内容に対して非常に関心を持ち始めているわけですね。

ですから、最終的な着地点としては、やはり一つの国としてのやり方というのがまとまるのが一番いいわけで、1～2年ではそうならないかもしれませんが、是非ひとつ指導力を発揮していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ヒアリングを終わらせていただきまして、このヒアリング結果を踏まえまして、閣議決定に向けて調整してまいりたいと考えていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(政策統括官室関係者退室)

斉藤部会長 事務局から何か説明はありますか。

熊埜御堂参事官 本日は部会の審議を踏まえまして、年末に向けての閣議決定の案文を調整させていただくということでございますが、次の部会は12月4日の予定でございますので、その間も総務省を中心に各府省と調整をしていかなければならないということになります。

各専門委員の方々には個別にメール等で御連絡はさせていただきますけれども、一応調整につきましては部会長、部会長代理に一任をいただいて、事務局の方でやらせていただくということでお願ひしたいと思います。

今、全体の進捗状況では11月末までを目標に案文をセットということでございますので、

場合によっては12月4日は大体案文は固まった形で、ただ、本日12月4日の部会での審議事項の一部が出ておりますので、12月の部会は開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

実は統計調査の民間開放で、ガイドラインの改定との関係で、このガイドラインの改定は総務省の仕事が中心でありますけれども、各府省もガイドラインの改定を見守るだけでなく、やはり積極的に民間開放に向けた具体的方策を検討させていただきたいと考えているところでございます。

ただ、これはヒアリングを踏まえてということで、各府省にはそういうことについて、いつまでやるんだということは申しておりませんが、この辺りについて調整をしていく必要があると考えております。

また、幾つかの省から、具体的な調査名を挙げた上で公共サービス改革法に基づく民間開放をやることについて提示をすることを検討していると聞いております。その調査の中身とかにもよるといふことはあるんですが、積極的に活用していただくというのは結構なことだと基本的には考えておりますので、この辺りにつきましても御連絡はさせていただきますけれども、こういうものを年末の閣議決定に入れるかどうかについては部会長、部会長代理に一任ということで、よろしく処理をさせていただければと考えております。

以上でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれで終了いたします。